

平成 24 年度 第 1 回札幌市入札・契約等審議委員会の審議概要

1 開催日時

平成 24 年 5 月 17 日（木）18：00～20：00

2 開催場所

札幌市役所 12 階 第 4 号会議室

3 出席者

(1) 委員

蟹江委員長、岡田委員、小山委員、山下委員、山本委員

(2) 札幌市職員

財政局契約管理担当局長、財政局管財部長、財政局工事管理室長、財政局契約管理課長、財政局工事契約担当課長、財政局技術管理課長、財政局建築設備検査担当課長、交通局総務課長、病院局経営企画課長 他 11 名

4 次第

第 1 部

- (1) 開会
- (2) 財政局契約管理担当局長あいさつ
- (3) 委員紹介
- (4) 委員長選出
- (5) 委員長あいさつ
- (6) 職務代理者の決定
- (7) 閉会

第 2 部

- (1) 政府調達に関する苦情について

5 審議概要

第 1 部

札幌市入札・契約等審議委員会設置要綱に基づき、委員の互選により、蟹江委員が委員長に就任した。また、委員長の指名により、小山委員が職務代理者に決定した。

第 2 部

政府調達に関する苦情の意見聴取結果要旨

- (1) 仕様書に関して

●仕様書における AED の性能等として、「セルフテスト機能を有すること。セルフテストは AED 本体・バッテリー・電極パッド（パッドの導通チェックを含む）について毎日実施され、～」と記載した趣旨は？

⇒【関係調達機関(教育委員会)】

AEDがいつでも使用できる状態が保持されていることを想定し記載。

- 今回の入札に係る仕様書は、どのように作られたのか？

⇒【関係調達機関(教育委員会)】

政府調達案件のためできるだけ製品を特定しないよう作成。

- 仕様書に「セルフテストを有すること」と記載しているが、他都市の仕様書を見ると、そこまで具体的に書かれていない。こうした性能(技術)について、入れるか、入れないかの判断は？

⇒【関係調達機関(教育委員会)】

ある程度いろいろなことを、これは確保してほしいということを確認しつつ、いろいろな機種が入ってこられるように調整し仕様書を作成。

- 仕様書に記載した「パッドの導通チェック」について、入札の段階でどの程度までのことを要求したのか？

⇒【関係調達機関(教育委員会)】

パッドと本体と二つの電氣的なものが確実につながっている、接続されていることを確認するという意味で文言を入れた。

(2) 仕様書が要求する「導通チェック」に関して

- 落札者の納品機種(AED-2100(日本光電))について、仕様書の要求に合致していることをどのように確認したのか？

⇒【関係調達機関(教育委員会)】

- ・1点目は、納品機種のカタログに記載する「毎日のセルフテスト」の説明として、「毎日午前12時、正午にセルフテストを行います。バッテリーパック、使い捨て除細動パッド、装置の回路が正常であるかどうかをテストします。」とあること。
- ・2点目は、カタログ上の文言をもって、仕様書にある「導通チェック」に該当するかということ、供給先である「日本光電北海道㈱」に口頭で確認を行い、合致するという確認を受けたこと。

以上の点から仕様書の要求に合致していると判断。

- 落札者の納品機種(AED-2100(日本光電))について、「導通チェック」を行っていないとした根拠は？

⇒【苦情申立人(フクダ電子北海道販売㈱)】

日本光電北海道㈱の販売店ホームページ上において、「AED-2100は導通チェックを行っていない」と、赤字で※がついて説明している。

また、日本光電北海道㈱の機械の添付文書の方も、導通チェックを行っている機種に関しては「導通チェックを行っている」とあるが、AED-2100については、「パ

ッドの期限を管理している」という言葉になっていることから、AED-2100は導通チェックを行っていないのではないかと考えた。

△【参加申出人(日本光電北海道㈱)の反論】

日本光電の代理店が、「導通チェックをしていない」という点については、間違いであるため、販売店には、ホームページ上から消去するよう訂正を求めた。

●AED-2100(日本光電)に「導通チェック」の部分がないと認定された事例は？

⇒【苦情申立人(フクダ電子北海道販売㈱)】

大阪府堺市において、仕様書に「導通」ということがうたわれ、AED-2100が落札したが、「導通」ということで異議があり、フィリップスのハートスタートFRxが代わって導入されたという事例が先月あった。

△【参加申立人(日本光電北海道㈱)の反論】

大阪府堺市の事例については、求めていた仕様が「水分量チェック」とあったため、その部分ではできないと申し上げたもので、「導通チェック」の部分ではない。

●AED-2100(日本光電)が「導通チェック」をしているとした根拠は？

⇒【参加申立人(日本光電北海道㈱)】

「導通チェック」という定義自体はない。各社において、違う仕様で導通チェックというものを定義している。

日本光電の機種における導通チェックの仕様は、毎日、セルフテストで、パッドのインピーダンスを測定している。ある高周波の周波数を流して、その結果から、電極のインピーダンスを測定し、ある一定の数値を切った場合に、エラーとしてブザーとステータスインジケータで知らせる機能となっている。

△【参加申立人(フィリップスエレクトロニクスジャパン)の意見】

教育委員会では、もともと電氣的に接続され、電流がながれる状態になっていることが「導通」と解釈していたのではないかと。日本光電北海道㈱が言う「高周波を流して、インピーダンスを測定する」というものが、教育委員会の見解に当てはまるのかが、ちょっと疑問に感じている。

●「導通チェック」といった場合、言葉どおりに考えれば、電気が流れるかどうかをチェックするという発想と思うが？

⇒【参加申立人(日本光電北海道㈱)】

弊社からの説明は、まさに電極パッドが接触して電気が流れたり、インピーダンスが下がって電気が流れたことを検出することを、「導通チェック」と定義させていただいている。

△【参加申立人(フィリップスエレクトロニクスジャパン)の意見】

日本光電工業㈱のホームページ上で、AED-2100では「導通チェック」という言葉は無く、「セルフテストで使用期限の確認ができます。」と書かれている。一方、カ

ダイヤック・サイエンス社製で以前販売していた AED-9100 シリーズや 1200 においては、「毎日のセルフテストで導通の確認ができます。」と書いてある。

このように、ホームページ上で記載内容を差別化しているのは、そこに違いがあるからだと考えるのではないか。

- 「導通チェック」ができるかどうかということは、差別化できる技術なのか？

⇒ 【参加申立人(フィリップスエレクトロニクスジャパン)】

差別化できる技術と考える。

電極パッドが乾いていると、ショックが打てないため、電極パッドが使えるか使えないかの大きな重要な項目だと思っている。